

委託者の意思と信託の変更について

木村 仁

目次

- I. はじめに
- II. 永久拘束禁止則とその変遷
 1. 永久拘束禁止則と統一永久拘束禁止法
 2. 永続信託の登場
 3. 永久拘束禁止則の存在理由
- III. アメリカにおける信託の変更・終了に関する規律
 1. 受益者の合意にもとづく変更・終了と信託の重要な目的
 2. 裁判所による変更・終了
 3. 信託の変更に関する受託者の義務
- IV. アメリカにおける受託者解任に関する規律
 1. 統一信託法典706条
 2. 706条(b)項(4)号にもとづく解任
 3. 706条(b)項(3)号にもとづく解任
- V. 小括
- VI. 我が国における信託の変更、受託者の解任に関する規律の検討
 1. 信託の存続期間
 2. 裁判所による信託の変更
 3. 信託の変更に関する受託者の義務
 4. 受託者の解任
- VII. 結語

I. はじめに

信託の特徴の一つは、委託者の意思能力喪失または死亡といった事情にかかわらず、信託設定時の目的にしたがい、持続的に財産を管理させることができる点にある⁽¹⁾。他方、信託の存続期間が長期になれば、信託設定時には予測できなかった事態が出現し、信託目的と受益者の利益に照らして信託を変更するまたは終了させる必要性が生ずることも考えられる。信託が環境変化に適切に対応できる柔軟性を備えていることが、信託の長期的利用を支えているといっても過言ではない。

アメリカ法は近年、委託者の意思を尊重することを前提にしながらも、信託の柔軟性を高めるために、信託の変更または終了の要件を緩和し、その範囲を拡大している。また、信託変更の一場面として受託者の解任事由も拡大されている。その要因として、信託の利用が増加し、適切な法的助言を得ずに近視眼的な条項しか規定していない信託が増えたこと、そして何よりも永久拘束禁止則 (The Rule Against Perpetuities) が緩和または廃止され、永続信託 (perpetual trust) の設定を可能とする州が増加していることが挙げられている⁽²⁾。

アメリカで永久拘束禁止則が廃止される動きが広がっている最大の原因は、連邦の税制改正であるが、永久拘束禁止則の存在理由そのものに対する批判が強いことにも留意する必要がある。本稿の第一の目的は、永久拘束禁止則をめぐる最近の動向とその存在理由の正当性について考察することにある。

上述したように、近年のアメリカ法は信託の変更・終了に関するルールを柔軟化し、受託者の解任事由を拡大している。アメリカにおける信託の変更・終了ルールについては既に優れた分析がなされているが⁽³⁾、本稿では、永続信託が許容される動きが強まるなかで、委託者の意思をいかに解釈して、いかなる要件のもと、どの範囲まで変更を認めるべきかを中心に検討を行う。すなわち、信託目的を中心として信託条項に表された委託者の意思と、信託の変更を求める受益者の利益をいかに調整するのかという議論である。また、委託者の意思と受益者の利益の調整と

いう問題は、受託者解任の場面においても顕在化する。以上の観点から、①信託の重要な目的と受益者の同意による変更をめぐる議論、②裁判所の命令による変更の要件とその範囲、③信託変更の場面における受託者の義務、④受託者の解任と信託目的との関係につき、アメリカ法の最近の動きとそこに伏在する政策的理由を明らかにし、我が国の法と比較検討を行うこととする。これが本稿の第二の目的である。

我が国では、実務上信託の変更が行われた例はこれまでほとんど見られなかったが、平成18年成立の新しい信託法のもとでは、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託が明文で承認されることとなり、今後民事信託において長期間の信託が設定され、事情の変更に応じて信託を変更する場面が増えることも予想される。アメリカ法を題材に我が国の信託変更に関する規律の問題点を明らかにしたい。

以下では、まず永久拘束禁止則をめぐるアメリカの近時の動向を紹介したうえで、その存在理由に関する学説を検討する。次に、統一信託法典（Uniform Trust Code⁽⁴⁾）と第三次信託法リステイメントを中心に、信託の変更・終了に関する規定、受託者解任に関する規定の動向とその要因を明らかにし、我が国の法に対する若干の示唆を得たい。なお、本稿は、主として民事信託における信託の変更、受託者の解任を中心に検討を行う。

Ⅱ．永久拘束禁止則とその変遷

1. 永久拘束禁止則と統一永久拘束禁止法

永久拘束禁止則とは、グレイ（Gray）の古典的定義によると「いかなる権利も権利設定時に生存している者の死後21年以内に確定しないものは、無効とする⁽⁵⁾」という原則である。永久拘束禁止則は、権利の有効期間を直接規律するものではなく、長期間権利を未確定の状態にしておくことを禁ずるものであった。

この伝統的な永久拘束禁止則のもとでは、理論的に永久拘束禁止期間内に受益者が確定しない可能性が少しでもあれば、権利設定が無効と解

された。典型的な例として「生まれていない寡婦 (unborn widow)」が挙げられる。例えば、TがAに生涯権を与え、Aの死後はAの妻に生涯権を、妻の死後はAの子のために残余権を与えることを内容とする信託を遺言によって設定した場合、Tの死亡時にAには妻がいたとしても、Aは他の女性と再婚するかもしれない、その女性はTの死亡時にまだ生まれていないかもしれない。Tの死亡時に生存している者の死後21年以内に、Aの子の権利が確定しない可能性があるため、Aの子への処分は永久拘束禁止則に反するとして無効とされるのである。帰属の確実性は権利設定時を基準として判断されるため、このような単なる可能性ゆえに処分が無効とされてしまうおそれがあった。

したがって、当該権利が永久拘束禁止期間を過ぎても実際に不確定のままかどうか、待機して見てみなければならないとの待機静観法理 (wait and see rule) が主張されるようになり⁽⁶⁾、この法理は1986年に統一州法委員全国会議によって公表された統一永久拘束禁止法 (Uniform Statutory Rule Against Perpetuities) において結実する。同法1条によると、①生存者の生存期間+21年の期間内に、もしくは②権利設定時から90年以内に確実に確定するのであれば有効である。そして、権利がこれらの期間に確定するか否か設定時には不明な場合であっても、実際に確定するかどうか待機静観できるとされた。伝統的な永久拘束禁止期間に加えて権利設定時から90年の間との期間が定められ⁽⁷⁾、いずれの場合も実際に権利が確定するか否か待機静観できるとされたのである。もし90年以内に実際に確定しなければ、裁判所は利害関係人の申立により、権利設定者の明示的な処分計画に最も近いところに沿って処分内容を改訂することができる⁽⁸⁾。統一永久拘束禁止法は、その内容に変更を加えた州も含めると、約半数の州で採択されている⁽⁹⁾。

統一永久拘束禁止法は、伝統的な永久拘束禁止則を大きく変更し、権利設定時から90年の待機静観法理という明確な基準を提示したのであるが、そのためにかえて永続信託を許容する土壌を内包することとなったとも言われている⁽¹⁰⁾。統一永久拘束禁止法1条に反する権利設定であっても、権利設定者の処分計画に最も近い形にしたがって裁判所が改訂で

きるとされているが、ここにはすでに永続的信託が想定され、長期にわたる権利設定の問題には、裁判所による変更によって対処するという方途が萌芽的に示されていたといえるであろう。

2. 永続信託の登場

永続信託が登場する契機となったのは、1986年の連邦の税制改正である。1916年の連邦遺産税制のもとでは、被相続人の死亡による財産の移転が生じた場合には、移転した財産に対して連邦の遺産税 (estate tax) が課されていた。しかし、被相続人が譲渡することが可能な利益のみが遺産税の課税対象となるのであるから、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を設定しておけば、受益権の終了または消滅によって課税されることはなく、信託が終了するまで遺産税を免れることが可能であった。例えば、Sがその子Aのために収益を、Aの死後はB (Aの子) のために収益を、Bの死後はC (Bの子) に元本を受益させる信託を設定した場合、S死亡時には、信託財産に対して連邦遺産税が課税されるが、A死亡時とB死亡時には、課税されなかった。

1986年に連邦議会は、受益者連続型信託の設定によって連邦遺産税を免れるという抜け道をふさぐために、飛び越した世代の権利が終了するたびに、すなわちそれぞれの世代の死亡によって、世代飛越移転税 (generation-skipping transfer tax, 以下 GST 税) を信託財産に対して課すとの法改正を行った。⁽¹¹⁾ 上記の例でいえば、Aの死亡時とBの死亡時に、GST 税を信託財産が負担することとされたのである。

他方で連邦議会は、信託設定時に100万ドルまでの信託財産であれば、GST 税を免除するとした。そしてその控除額は、2004年に150万ドル、2006年に200万ドル、2009年には350万ドルに順に引き上げられることが定められた。この連邦の税法それ自体には信託の存続期間に関する定めがなく、信託の期間については各州法に委ねられている。したがって州が定める信託の存続期間が長期間になればなるほど、より多くの世代が、GST 税を免除される恩恵を受けることになるのである。

1986年以前に、伝統的な永久拘束禁止則を廃止していたのは、イン

ディアナ州，サウス・ダコダ州，ウィスコンシン州の3州のみであったが，1995年にデラウェア州が，自州での信託設定の増加を狙って動産については永久拘束禁止則を適用しないことを決定して以降，永続信託または永続信託に近い長期間の信託を許容する動きが加速する。

その形態は州によって様々である。①受託者の信託財産の処分権限が確保されていることを条件に，永久拘束禁止則を廃止している州は多数存在する。⁽¹²⁾ そのほか，②受託者の処分権限が確保されていること等を条件に，信託行為の定めによって永久拘束禁止則の適用除外を認める州⁽¹³⁾，③不動産に限定して永久拘束禁止則の適用を認める州⁽¹⁴⁾，④永久拘束禁止期間（待機静観期間を含む）を延長する州⁽¹⁵⁾が存在し，そして，⑤ロード・アイランド州は何ら条件を付さずに，完全に永久拘束禁止則を廃止している。以上を概観すると，受託者による信託財産の処分が禁止されていなければ，永久拘束禁止則を適用しないとする州が多いことに気づく。

ある研究調査によると，永久拘束禁止則を廃止または緩和した州では，2003年までに一つの信託口座の平均額が約20万ドル増加しており，総計約1,000億ドルの信託財産が，永続信託を許容した州に流れ込んだともいわれている。⁽¹⁷⁾ GST 税とその控除制度が導入されて以降，各州が信託ビジネスの獲得を狙って，競うように永久拘束禁止則を廃止または緩和しているのである。

GST 税とその控除制度の導入が，永続信託が許容される原動力となったことは疑いがないが，その要因は他にも存在するとの指摘がある。たとえば，死手の支配を容認するアメリカ法の強い伝統，エステイト・プランニング・ビジネスの隆盛による信託の商品化⁽¹⁸⁾，富の集中や富の承継に対する懸念が薄らいでいること等が，永続信託容認の背景にあるといわれている。もしアメリカ社会において永続信託を許容する土壤が生成されているのであれば，たとえ連邦遺産税と GST 税制が撤廃されたとしても，すでに永続信託が認められている州において永久拘束禁止則が復活する可能性は低いといわれている。⁽²⁰⁾ では永久拘束禁止則の存在理由とは何であろうか。⁽²¹⁾

3. 永久拘束禁止則の存在理由

(1) 財産の市場流通性

第一に、永久拘束禁止則は、財産の市場流通性を維持し、財産が市場の需要にしたがって利用されることを可能にするという目的を有するといわれる⁽²²⁾。特に土地という限られた財産については、信託設定によってあまりにも長期にわたってその処分が凍結されることの弊害は大きい。しかし、受託者が信託財産を処分する権限を有している限りにおいては、信託財産の市場流通性は一定の程度確保されており、この根拠は必ずしも当てはまらないとの批判もある⁽²³⁾。信託財産に関する受託者の処分権限が一定の程度確保されていることを条件に、永久拘束禁止則の適用を排除する州が多いことは前述したとおりである。

確かに、完全な所有権者に比べると、受託者は信託財産の管理運用または処分に関して信託義務による制約を負っているといえるであろう。しかし、現代ポートフォリオ・セオリーにもとづくプルudent・インベスター・ルールのもとでは、受託者はいわゆるリスク・キャピタルにも投資することが可能である。そもそも、社会全体の富の中で信託される財産は一部であることを考えると、財産の市場流通性を確保するという目的のために、永久拘束禁止則が果たす役割は大きくないとの考えが有力に主張されている⁽²⁴⁾。

(2) 財産の利用に関する世代間のバランス

第二に、サイムズ (Simes) らによれば、永久拘束禁止則は、財産権に対する死者の手による支配 (dead hand control) に合理的な制限を設けることによって、財産の利用に関して死者の希望と生存者の要求のバランスを保つ機能を有しているという⁽²⁵⁾。財産を承継する者と承継される者の関係に限定すると、承継財産についてある世代が付した条件に期間制限を設けることによって、後の世代の利用または処分の自由に対する不当な制約を防止することができるといえるのかもしれない⁽²⁶⁾。また、永久拘束禁止則は元来、主として土地の利用と処分に関して、世代間の公平さを保つことを目的としていたとされるが⁽²⁷⁾、確かに、土地という限られた財が富の大部分を占めていた時代においては、ある世代が土地の利

用処分⁽²⁸⁾に長期間の制限を付することが可能となると、後の世代が同様の処分を行う自由が縮減されてしまうので、死者の手による支配を規制することが必要であったと思われる。しかし、もはや主な資産が土地ではなくなった現代においては、それぞれの世代が自らの労働によって富を生み出し、その処分に制限を課する自由を有しているので、後の世代が富を利用処分する自由が奪われるとは限らない。とすると、何をもって世代間の財産利用のバランスを適切と考えるのか、その判断は極めて困難であるとの批判も強い⁽²⁹⁾。

信託の永続性を規制することが、世代間の公平な財産の利用という根拠によって正当化できるとしても、永久拘束禁止則が最善の方法であるのかという議論は残る。信託の存続期間の定めは、いかなる期間であっても恣意的な期間となる可能性は否定できない。

たとえ適切な存続期間を提示することが可能であったとしても、関係当事者（または裁判所）の手に信託の変更・終了の自由を委ねるよりも、信託の存続期間を一律に規定することが、より合理的であるといえるであろうか。確かに永久拘束禁止則の方が確実性と法的安定性に優れているかもしれないが、個別の信託の性質、事情を考慮せずに画一的な存続期間を適用するよりも、信託の変更・終了ルールを柔軟化することが、より受益者の利益そして委託者の真意に適合するとの批判も考えられる。

(3) 富の過大な蓄積の防止

第三に、永久拘束禁止則が廃止されると、富裕層がその資産承継を目的にして極めて長期間にわたるいわゆるダイナスティ信託 (dynasty trust) を設定することが可能となってしまう。永久拘束禁止則は、過大な富⁽³⁰⁾が限られた範囲の者に蓄積されることを防止するという機能を持つ。しかしながら、富の集中は税制によって是正することが可能であり、永久拘束禁止則が必ずしも不可欠の手段ではないとの反論が可能である⁽³¹⁾。

また、永続信託においては何世代にもわたって信託が継続することにより、受益者の数が膨大になり、信託の管理が困難になるとの懸念が示

される。これに対しては、受託者または指名権限（power of appointment）を有する受益者が、信託を適切に分割するまたは終了させることによって対処するという方法が考えられるであろう。⁽³²⁾

（４） 小括

以上で検討したとおり、永久拘束禁止則の目的は、財産の市場流通性の確保、世代間の公平な財産利用の促進、富の集中の防止にあるとされているが、永久拘束禁止則の存在理由はそれぞれ、現代のアメリカにおいて強い批判にさらされているといえる。永続信託を認めることによって生ずる問題に対しては、永久拘束禁止則という形で一般的に受益権確定の期間を規律するという方法以外にも、信託財産の処分権限の確保、永久拘束禁止則の適用の限定、信託の分割を含む信託の変更・終了ルールの柔軟化、あるいは税制による富の再配分など様々な対処方法が考えられるのである。アメリカ以外に目を転じると、カナダのマニトバ州は1983年に、裁判所の命令による信託の変更・終了の範囲を拡大したうえで、永久拘束禁止則を廃止している。⁽³³⁾ また、スコットランドは永久拘束禁止則を定めていない。

永続信託が許容され、信託の存続期間が長期化すれば、事情の変更という問題に対処する必要性が増すことは必定であり、信託の変更・終了ルールそして受託者解任ルールを柔軟化することが求められる。次に、統一信託法典と第三次信託法リステイメントを中心に、アメリカにおける信託の変更・終了と受託者解任に関する規律を概観し、それが死者の手による支配の実現、すなわち委託者の意思の尊重といかなる関係にあるのかを明らかにしたい。

Ⅲ. アメリカにおける信託の変更・終了に関する規律

1. 受益者の合意にもとづく変更・終了と信託の重要な目的

（１） クラフリン・ルールと統一信託法典411条

アメリカでは、委託者と受益者が合意をすれば、原則として信託の変更・終了が可能である。委託者が合意しない場合、統一信託法典では、

すべての受益者の合意があったとしても、信託の重要な目的に反すると裁判所が認定した場合には信託の変更はできないと規定されている⁽³⁴⁾。

アメリカでは、19世紀末から20世紀初頭にかけて浪費者信託条項 (spendthrift trust clause) の有効性が承認されることとなり、そして1889年の Clafin v. Clafin 事件⁽³⁵⁾において、委託者が定めた信託の終了時期の前に受益者が信託を終了させることはできないとの判決が下された。この判例は、後の判例によって、たとえすべての受益者の合意があったとしても信託の重要な目的に反して信託を終了または変更することができないとのルールに発展するところとなり、クラフリン・ルールと呼ばれている。浪費者信託条項の有効性とクラフリン・ルールの承認により、アメリカでは、受益者の処分の自由よりも信託目的に表されている委託者の意思の実現が重視され、これにより委託者が世代を超えて財産を支配することが可能となったのである。

クラフリン・ルールでは、信託の重要な目的とは何かが決定的な問題となる。委託者が信託条項において何が重要な目的であることを明示しておれば、それが信託の重要な目的と解される可能性が高いが、重要な目的に関する規定がなければ、信託条項、設定された権利の性質、信託設定時における諸般の事情を考慮して、重要な目的が判断されることになる⁽³⁷⁾。第三次信託法リステイトメント、統一信託法典のコメントによると、「重要な目的は容易に推定されない。重要な目的と認定されるためには、一般的に委託者の特定の関心または目的を明らかにすることが必要である。たとえば、受益者の管理能力、判断、成熟度に関する委託者の懸念などである。」⁽³⁸⁾と説明されている。伝統的には①浪費者信託条項、②受益者が一定の年齢に達した時を信託の終了時とする条項、③受益者の扶養を目的とする信託、④裁量信託等は、信託の重要な目的とされ、受益者のみによる変更・終了は否定される傾向にあった⁽³⁹⁾。

浪費者信託条項については、委託者は熟慮しないまま安易にこの条項を挿入する傾向があると指摘されており⁽⁴⁰⁾、2000年の統一信託法典411条(c)項では、「浪費者信託条項は、信託の重要な目的であるとは推定されない」と規定されていた。しかし、2004年の改正では各州が選択できる

オプションの規定とされ、各州は浪費者信託条項を重要な目的と推定することも可能となっている。

重要な目的が容易に推定されないとすると、受益者の合意にもとづく変更の範囲が拡大されることになるが、他方で委託者が明示的に重要な目的を規定している場合あるいは重要な目的が推定される場合には、受益者の合意による変更・終了は困難となる。その意味では、統一信託法典は委託者の意思の実現を重視しているといえる。

(2) 第三次信託法リステイトメント65条(2)項

これに対して、第三次信託法リステイトメント65条(2)項はクラフリン・ルールを変更し、委託者の死後は、信託の変更・終了の理由が信託の重要な目的を上回ると裁判所が判断した場合には、受益者による変更・終了が可能であると規定している。変更・終了の理由と信託の重要な目的を比較衡量するテストは、カリフォルニア州における同様の規定を取り入れたものである。統一信託法典に比べて、受益者によって信託が変更・終了される場合が拡大されている。同様の比較衡量テストを採用している法域は、アラスカ州、カリフォルニア州、ノース・カロライナ州、モンタナ州等である。

クラフリン・ルールを採用したとしても、委託者が必要な措置を講じていなければ、実際には受益者（または受益者と受託者）によって信託の重要な目的に反する変更がなされる可能性が考えられる。例えば、浪費者信託条項が定められていなければ、受益者は信託の終了期限前に受益権を第三者に処分して換金することが可能となる。また、統一信託法典111条(c)項は、裁判外の和解契約は信託の重要な目的に反しない場合に限り有効であると規定しているが、受益者は受託者の信託違反の責任を免責することができるのであるから、受益者が受託者を免責したうえで対価を支払い、信託の重要な目的に反する変更・終了を行うことが考えられる。このような受益者または受託者の行為を阻止するためには、委託者は共同受託者や信託プロテクターを置くほかないであろう。

(3) 学説の動向

近年の学説のなかには、永久拘束禁止則の廃止または緩和にともなっ

て、当事者による信託の変更・終了要件をさらに緩和するよう提言する見解も見られる。例えば、Dukeminier & Krier は、永続信託では予見できない将来の不確実性に対処する必要性が高いが、裁判所に信託の変更・終了を申し立てることは受益者にとって負担であるとして、永続信託においては、委託者が知っている受益者が死亡した後は、裁判所の許可を得なくとも、受益者にいつでも信託の変更・終了を行い、受託者を解任できる権限を付与すべきことを主張している⁽⁴⁷⁾。委託者が知っている受益者の死亡後は、信託の重要な目的に反しても受益者のみによる変更・終了を可能とすべきことを提唱するものであり、ラディカルな提案ではあるが、これを肯定的に評価する学説も散見される⁽⁴⁸⁾。信託の目的を変更するのであれば、イギリス法がそうであるように、信託の終了プラス新たな信託の設定と捉えるべきではないかとの疑問も生ずる⁽⁴⁹⁾。今後クラフリン・ルールを緩和する州が拡大するのか、緩和するとすればどのような形でなされるのか、注目されるところである。

2. 裁判所による変更・終了

(1) エクイティ上の逸脱法理の拡大

関係当事者間で信託の変更・終了に関する合意が成立しない場合でも、裁判所の命令によって信託の変更を行うという手段が残されている。伝統的なエクイティ上の逸脱法理 (equitable deviation) のもとでは、委託者が予期し得なかった事情が生じたことによって、「信託条項に従うことが信託の目的の達成を不可能にするまたは目的達成を相当程度困難にする」ことを要件に、信託の管理条項の変更を認めるのみであった⁽⁵⁰⁾。しかし、統一信託法典と第三次信託法リステイメントは、裁判所による変更の要件を緩和し、変更可能な範囲を拡大している⁽⁵¹⁾。

第一に、変更の要件に関して敷衍すると、伝統的なエクイティ上の逸脱法理のもとでは、信託条項に従うよりも逸脱する方が受益者の利益により適合するという理由だけでは信託条項の変更が認められなかったが、統一信託法典、第三次リステイメントは、「信託を変更または終了⁽⁵²⁾することが当該信託の目的を促進することになる場合」にも、裁判所

による変更を認めるとしている。⁽⁵³⁾

次に、変更の範囲については、伝統的なエクイティ上の逸脱法理のもとでは、分配条項の変更を認めることは否定的に解されていた。⁽⁵⁴⁾しかし、統一信託法典と第三次リステイトメントは、管理条項のみならず分配条項も裁判所による変更の対象となる旨を明確にしている。例えば、収益受益者の健康上の理由等で、信託条項で定められた受益額では収益受益者の扶養には不十分となった場合に収益額を増額する、または信託の収益が予想を上回る場合に、収益受益者と元本受益者の合意があれば、信託条項に反しても信託の一部を終了させ元本の一部を元本受益者に交付する、⁽⁵⁶⁾などの変更が可能となるのである。統一信託法典を採択していない州においても、州制定法で裁判所が分配条項の変更権限を有することを明記しているところが散見される。⁽⁵⁷⁾ただし、統一信託法典も第三次リステイトメントも、委託者が意図したであろうところにしてがって変更がなされなければならないとしており、⁽⁵⁸⁾あくまでも委託者の真意を実現することを目的とするものであることに変わりはない。

分配条項は信託の目的と密接な関係を有することが多く、委託者の意図した目的（特に遺言による信託の場合）を裁判所が推測して他の受益者の利益に影響を与える変更をすることは許されないと批判がある。⁽⁵⁹⁾しかし、少なくとも受益者全員の合意があれば、あるいは他の受益者の利益が代表制度によって保護されているのであれば、⁽⁶⁰⁾分配条項の変更を禁ずる理由はない。管理条項の変更も長期的に見れば個々の受益者に分配される受益債権の額に影響を及ぼすことを考慮すると、管理条項の変更が認められる一方で、分配条項の変更を否定することの説明は困難ではなかろうか。何よりもアメリカでは、分配条項の変更が委託者の真意に合致するのであれば、その変更の可能性を除外すべきでないとの考慮が働いているものと思われる。⁽⁶¹⁾

(2) 信託にとって損失となる管理条項の変更と受益者利益適合原則

統一信託法典412条(b)項には「既存の条項のもとで信託を継続することが、実行困難となった場合、非経済的となった場合、または信託の管理運用を損なう場合、裁判所は信託の管理条項を変更することができ

る。」との規定がある。伝統的に公益信託にのみ適用されてきたシー・プレー (cy pres) 原則⁽⁶²⁾と類似した規定である。公益信託において、シー・プレー原則により裁判所が委託者の意思を解釈して信託の変更・終了を行うことが認められてきた背景の一つには、公益信託には永久拘束禁止則の適用がないことが挙げられるが、私益信託においても永久拘束禁止則が適用されないのであれば、シー・プレー原則による変更を認める素地が生まれる。⁽⁶³⁾

また、本条項は受益者利益適合 (benefit-the-beneficiaries) 原則、すなわち「信託とその条項は、受益者の利益に適合するものでなければならない」との原則を特に信託の変更の場面に適用したものとされている。⁽⁶⁴⁾この受益者利益適合原則は、信託行為の別段の定めによって排除できない強行規定である。⁽⁶⁵⁾委託者は、信託の目的と、その達成方法を定めることにおいて広範な自由を有しているが、受益者の利益に適合する目的を設定し、信託目的に合理的に関連する管理条項その他の条項を定めなければならないのである。⁽⁶⁶⁾したがって、恣意的な目的 (capricious purpose) を設定することは許されず、また、信託にとって損失となる管理運用条項または信託目的の達成を阻害する管理運用条項は受益者利益適合原則に反すると解され、このような条項からの逸脱は、裁判所による承認を経て常に認められることになる。信託設定後の事情の変更により、信託財産の管理運用に関する信託条項が信託にとって明らかに損失をもたらすものとなった場合、信託目的の達成を阻害することになった場合も同様である。

ここで留意すべきは、統一信託法典412条(b)項では、「委託者が予期しなかった事情の変更」が要件とされていないことである。すなわち、たとえ委託者が事情の変更を予期していたとしても、裁判所は信託の管理を損なう管理運用条項の変更を許可することができるのである。例えば、Matter of Pulitzer 事件⁽⁷⁰⁾においては、信託財産の大部分が特定の株式によって構成されており、信託条項には、いかなる状況が生じてもこの株式の売却を禁ずるとの定めがあった。当該株式の価値が大幅に下落したので、受託者が裁判所に対してその売却の許可を求めた事例である。

ニューヨーク州検認後見裁判所は、委託者の主たる目的は、収益受益者に対して適切な収益を与え、最終的に残余権者に十分な元本を残すことにあったはずであるが、株式を保有し続けることは信託財産にとって重大な損失をもたらすと判示し、株式の売却を認めた。⁽⁷¹⁾ 本判決で重要な点は、委託者が事情の変更を予期していたか否かが問題とされていないことである。たとえ、株式の価値が相当程度下落しても売却を禁止することを明確に定める信託条項があったとしても、受益者利益適合原則にしたがって、信託の変更が可能であったものと思われる。⁽⁷²⁾

アメリカにおいては、信託とその条項が受益者の利益に適合するという前提のもとに、委託者の意思が尊重されている。したがって、信託目的に照らして信託にとって損失となる管理運用条項または信託目的の達成を阻害する管理運用条項は、委託者の生前であろうと死後であろうとを問わず、また、委託者が当該事情を予期していたか否かに関わらず、その条項の変更が許されると解される。つまり、受益者利益適合原則は、委託者の意思を否定する強行ルールとして作用するのである。

以上のほかにも信託の変更・終了に関しては、統一信託法典には、信託財産の価値に比してその管理コストが上回り、非経済的となった信託に関する受託者の終了権限（414条）、裁判所が当事者の錯誤を是正する改訂（415条）、そして委託者の税務上の目的を達成するための変更（416条）、信託の併合・分割（417条）などに関する規定があり、信託の柔軟性を確保するための規定が整備されているが、詳細は紙幅の関係上割愛する。

3. 信託の変更に関する受託者の義務

受託者は、信託条項にしたがって信託の事務処理を行う義務を負う。しかし、一定の場合に受託者は、信託行為の定めからの離脱を求めて信託条項の変更を申し立てる義務を負うのであろうか。スコット（Scott）は次のように述べてこれを肯定する。「事情の変更があつて、信託条項に従うことが信託の目的の達成を不可能にする、または相当程度困難にする場合、受託者は権限がないからといって、何もしなくてよいという

わけではなく、損失を防ぐために必要な権限を許可してくれるよう求めて裁判所に申し立てる義務がある。合理的な者であれば、当該状況において信託条項に従わないと思われる場合、信託条項に厳格に従って行動することは正当化されない⁽⁷³⁾のである。」と。

第三次信託法リステイトメントも、66条(2)項において「信託の管理条項に関して、第1項における裁判所による変更を正当化する事情があること、かつ、当該状況が潜在的に信託または受益者にとって相当程度の損害をもたらすことを受託者が知りまたは知るべきであった場合、受託者は裁判所に対して信託の適切な変更を申し立てるまたは信託条項からの逸脱を申し立てる義務を負う。」と規定する。

統一プルーデント・インベスター法のもとでは、投資における注意義務に関するプルーデント・インベスター・ルールは任意規定と解されているが、受託者が信託条項に従ったことによって責任を負わないのは、信託条項を「合理的に信頼した」場合であると規定されている⁽⁷⁴⁾。第三次リステイトメントによれば、プルーデント・インベスター・ルールに反する委託者の指示は、①公序良俗に反する場合、②履行が不可能もしくは不法である場合、または③委託者の指示に従うことが、信託目的の達成を相当程度困難にするような予期し得ない事情が発生し、裁判所が委託者の指示からの逸脱を命じた場合を除いて、拘束力を有するとされている⁽⁷⁵⁾。したがって、これらの事由が存在することを受託者が知りまたは知り得べき場合であれば、委託者の投資に関する指示を変更するよう申し立てる義務を負うとされるであろう⁽⁷⁶⁾。

これに対して統一信託法典は、受託者が信託の変更を申し立てる義務を規定していない。立法で一般的に受託者に変更を申し立てる義務を課すことは、受託者にとって酷であることを考慮したためであると思われる。他方で、受託者は、税制上の利点、管理上のコストに鑑みて、信託を併合または分割する義務を負う場合があると述べられている⁽⁷⁷⁾。投資における受託者の注意義務に関する規定を併せて考えると、信託の目的、受益者の被る損失に鑑みて、個別的に受託者が信託の変更を行う義務を負う場合があることは、統一信託法典のもとでも否定されていないと思

われる。

IV. アメリカにおける受託者解任に関する規律

信託のコモン・ローの原則においては、受託者の解任が許されるのは、信託条項に規定される事由にもとづく場合か、または裁判所が正当事由の存在を認定した場合に限定されていた。解任が肯定される正当事由とは、受託者が不適任であること、または重大な信託違反を行ったなど不適切な行為を行ったこととされていた⁽⁷⁸⁾。通常は、委託者は受託者の能力、判断等を信頼して受託者に選任したのであるから、その委託者の意思を尊重し、原則として些細な信託違反または受益者と受託者との間に不和があるだけでは、受託者を解任することはできなかった。

しかしながら、統一信託法典の起草過程においては、委託者と受託者の個人的関係が希薄となった場合には、受託者が特定の信託違反行為を行ったか否か、または受託者としての適格性を全く欠いているか否かよりも、当該受託者が信託の利益に適合するか否かを考慮して、解任の可否が判断されるべきであるという認識が示されることとなった⁽⁷⁹⁾。特に、重大な信託違反は存在しないが、法人受託者のパフォーマンスに不満を抱く受益者の利益に配慮する必要性が指摘されている⁽⁸⁰⁾。また、プルードント・インベスター・ルールのもとでは、ポートフォリオ・マネジメントに関して受託者は幅広い裁量権と高度な専門性を有するに至っているが、受託者に対するチェック機能として解任ルールの重要性が増すと⁽⁸¹⁾いわれている。さらに、永続信託の登場にともなって、受託者の性質の変化に柔軟に対応する解任ルールを構築する必要性も高まるであろう。

以上の事情のもと、統一信託法典も第三次信託法リステイメントも、伝統的に受託者の解任が認められてきた場合よりも解任事由を拡大している。統一信託法典は、受託者の解任を信託条項の変更とは分類していないが、委託者が特定の受託者を選任した目的と受益者による解任の要求をいかに調整するかという点では、信託の変更と類似した問題点がある。したがって、ここでは委託者の意思と受益者の利益の調整とい

う観点から、統一信託法典の規定を中心に受託者解任をめぐる最近の動向につき検討を行いたい。

1. 統一信託法典706条

統一信託法典706条(b)項は次のとおり規定する。

(b) 裁判所は以下の場合に受託者を解任することができる。

- (1) 受託者が重大な信託違反を行った場合
- (2) 共同受託者間の連携がなされないことで、信託の管理運用が著しく損なわれている場合
- (3) 信託を効率的に管理運用することに関して、受託者が適性を欠いている、もしくは意欲がない、または効率的な管理運用がなされない状態が継続していることを理由に、裁判所が受託者を解任することが受益者の利益にもっとも適合すると判断した場合
- (4) 著しい事情の変更がある、またはすべての適格受益者による要請があったときに、裁判所が受託者を解任することがすべての受益者の利益にもっとも適合し、かつそれが信託の重要な目的に反することがなく、適切な共同受託者または後任の受託者が存在すると認定した場合

2. 706条(b)項(4)号にもとづく解任

本稿の関心から最も注目すべきは、統一信託法典706条(b)項(4)号における事情変更または受益者の求めによる解任である。受託者をめぐる状況が著しく変化した場合には、委託者が特定の受託者を選択した意思を尊重する前提が崩れることがある。ここにいう事情の変更には、受託者のサービスの質、受託者の所在地が変わったこと等が含まれる⁽⁸²⁾。

また、同条項は、信託変更に関する411条を特に受託者解任に関して適用したものであるとされている⁽⁸³⁾。すなわち、受託者の解任が信託の重要な目的に反しなければ、全ての受益者の合意によって受託者を変更することができるのである。ただし、解任が肯定されるためには、①解任が信託の重要な目的に反しないことに加えて、②当該行為が受益者全員

の利益にもっとも適合すること、③適切な共同受託者または後任の受託者が存在すること、という要件を満たすことが必要である。

ここで問題となるのは、信託の重要な目的と特定の受託者が選任されたこととの関係である。委託者が、特定の能力に依拠して個人を受託者として選任した場合には、当該受託者が信託事務を処理することが重要な目的とされ、受益者の求めによって受託者を解任することは困難となるであろう。しかしながら、近年、委託者との関係が密接でない法人受託者が定型的なサービスを提供する場合に、すべての受益者の合意があれば、信託の重要な目的に反せず受託者の解任が可能であるとする判例が現れている。Matter of May C. Hogan Trust 事件⁽⁸¹⁾では、受託者A銀行の事務処理の内容は、信託財産によって投資を行い、受益者に収益を分配することであったが、受益者がA銀行を解任して、受託者をB銀行に変更するよう請求した。サウス・ダコタ州巡回裁判所（第一審裁判所）は、信託財産を管理運用し、受益者に収益を分配するという職務は他の受託者によっても行い得るので、A銀行が受託者として信託を継続することが、当該信託の重要な目的を達成するために必要であるとはいえないとして、受託者の解任を認めた。学説においても、特に受託者が法人で委託者との関係が密接ではない場合には、特定の受託者が信託事務を処理することは信託の重要な目的と解すべきでないとして、受益者の合意にもとづく受託者の解任を支持するものが散見される⁽⁸⁵⁾。重要な目的と解されるか否かは、最終的には、委託者が信託の目的に照らして当該受託者に信託事務を処理させることをどの程度重視していたかという委託者の合理的意思解釈、すなわち受託者の特定の能力、属性等に依拠していた程度に帰着する問題であるといえる。

では、信託行為において、当該受託者に信託事務を処理させることが信託の重要な目的であると規定されていた場合には、受益者の合意にもとづく解任は否定されるのであろうか。受託者はあくまでも信託目的を達成する「手段」にすぎないと解するのであれば、信託目的に照らして、当該受託者に信託事務を処理させることに必要性、合理性がない場合には信託の重要な目的とはされず、したがって受託者解任を阻止する

ことはできないということになるであろう。⁽⁸⁶⁾

次に問題となるのは、何をもって受益者の利益にもっとも適合すると解するのかという点である。統一信託法のコメントによると、受益者の最善の利益とは当該信託の条項において定められた受益者の利益をいうのであって、受益者によって決定されるものではないという⁽⁸⁷⁾。この意味するところは必ずしも明らかではないが、受益者の最善の利益は、受益者の主観によって判断されるのではなく、あくまでも委託者の定めた目的に照らして判断されることを指すものと思われる。したがって、受託者を変更することが、委託者によって定められた信託の目的をより促進することになるか否かがポイントになるであろう。実際には、受益者に提供されるサービスの内容と信託目的との関連性、信託報酬の額、受託者の所在地等受益者にとっての利便性、これまでの投資実績等に関して、総合的に後任候補の受託者と比較検討され、よりよいパフォーマンスが期待できるのはいずれかということによって判断されるものと思われる。⁽⁸⁸⁾

3. 706条(b)項(3)号にもとづく解任

また、706条(b)項(3)号も、受託者解任事由の拡大に寄与している条項である。特に、「効率的な管理運用の意欲がない」とは、受益者の全部または一部に対して無関心である傾向も含まれるという。さらに、「効率的な管理運用がなされない状態」とは、同様の信託と比較して、投資成績が芳しくない状態が該当すると解される。受託者に信託違反がなくとも、そのパフォーマンスが他の同様な信託の受託者に比べて劣っているのであれば受託者の解任を認めるとすることで、客観的な受益者の利益を促進することを図りつつ、パフォーマンスが劣っている状態が「継続している」ことを要件とすることで、安易な受託者解任に歯止めがかけられている。

以上のように、統一信託法典では、特定の受託者を選任した委託者の意思を尊重することを前提としながらも、受託者の解任事由が拡大されている。特に、委託者と受託者の関係が密接でない場合に、従来のルー

ルに比べて受益者の合意による受託者の解任が容易になったことは注目すべきである。この結果、受託者の義務違反または信託事務処理の判断の失敗に対して、監視とサンクションがより強化され、受益者主導による信託の変更がより容易になるものと思われる。アメリカ法は、受託者の解任の場面においても、信託条項に表された委託者の意思を貫徹するという原則をやや緩和し、委託者の真意を探究するとともに、信託目的に照らして受益者の利益を実質化する方向に比重を移動させたと評価できるであろう。

V. 小括

アメリカでは、永久拘束禁止則が廃止または緩和され、永続信託の設定を可能とする州が増加している。税制改革にともなう信託ビジネスの獲得競争に端を発するものであるが、永久拘束禁止則の存在理由そのものに対する有力な批判があることも看過すべきではない。少なくとも、受託者の処分権限が一定の程度確保されていることを条件に、永久拘束禁止則が廃止または緩和されている州が多いことは注目すべきである。

永続信託の設定が可能となり、信託の存続期間が長期になればなるほど、委託者が信託設定時に予見しえなかった事情の変更に伴い、受託者の変更を含めて信託を変更する必要性は高まる。アメリカ法は以下の点で信託の変更ルールを柔軟化する方向にあるといえる。

第一に、当事者による変更に関して、統一信託法典は受益者の合意によって信託の重要な目的に反する変更は認められないとしてクラフリン・ルールを維持しているが、第三次信託法リステイメントや学説においては、その緩和を主張するものがある。今後の展開が注目される。

第二に、裁判所の命令による変更については、統一信託法典、第三次リステイメントともに、従来に比べて変更要件を緩和し、変更の範囲も拡大していることが看取された。ただし、委託者の意図したであろうところにしたがって変更がなされなければならないとされており、信託の変更が容易になるとしても、それは委託者の意思に反するものでな

く、むしろ委託者の意思をより実現するルールであると考えられる。

第三に、シー・プレー原則または受益者利益適合原則にもとづいて、委託者が事情の変更を予期していたか否かにかかわらず、信託の変更が可能である旨が統一信託法典で明記されるに至った。信託の本質的要素にもとづいて委託者の意思を否定する強行規定として注目に値しよう。

第四に、受託者解任の場面では、委託者と受託者の関係または受託者の性質に鑑みて、受託者の選任が信託の重要な目的とされない場合には、一定の要件のもと受益者の合意による解任が可能となっており、さらに、受託者のパフォーマンスが他者に比べて劣っている状態が継続したことも解任事由とされている。従来 of 解任に関する規律よりも受益者の合意による受託者の解任が容易になったといえる。

全体的に見て、アメリカにおいて信託の変更・終了ルールが柔軟化されている背景には、永続信託の増加という事情だけでなく、信託の柔軟性を高めることが委託者の真意を実現するために必要であり、そして信託は受益者の最善の利益に適合するものでなければならないという認識が高まってきたことがあると思われる。

VI. 我が国における信託の変更、受託者の解任に関する規律の検討

1. 信託の存続期間

我が国の信託法は、信託の存続期間に関する一般規定を持たないが、目的信託については20年（信託法259条）、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託については、「当該信託がされた時から30年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。」（信託法91条）と定められている。

後継ぎ遺贈型の受益者連続信託においては、通常 of 信託と比べて信託期間 of 長期化が典型的に予想されることから特に有効期間が定められることとなり、上記 of 有効期間が、委託者の財産処分 of 自由と、財産 of 有効な利用または後世代 of 財産利用 of 自由と of バランスを保つという点に

において妥当とされた。すなわち、委託者がその孫の世代までは配慮して受益者とすることができ、信託の有効期間が全体として100年程度にとどまることを意図したものである。⁽⁹⁰⁾ また、信託一般に関しても、あまりに長期間にわたる信託の存続は公序良俗に反して無効と解する、あるいは信託法91条の定めが重要なメルクマールとして存続期間が制限されると解する等の見解がある。⁽⁹²⁾

他方、アメリカでは永久拘束禁止則の存在理由自体が揺らいでいる。特に処分禁止財産を創設することになるとの正当化根拠に対しては、信託財産の処分の自由が確保されておれば、信託の存続期間を制限する必要はないとの反論が可能である。我が国においても、少数のケースにとどまるとはしながらも、事業承継、知的財産権の信託等において、超長期の信託を設定するニーズがあるとの指摘がなされている。⁽⁹³⁾ また、信託法91条の定める期間に対しては、信託設定時から30年を基準に受益権を取得するか否かによって、後順位の利用者による受益権取得の成否が分かれてしまうことに疑問が提示されている。⁽⁹⁴⁾ 信託の存続期間を一律に定めることの合理性については、さらなる検討が必要なのではあるまいか。

たとえ91条の定める期間が、委託者の処分の自由と後世代による財産利用の自由のバランスを保つ合理的な期間であったとしても、信託の存続期間が長期間にわたる場合には、事情の変更に応じて委託者の真の意思と受益者の利益に適合するよう信託の変更を行う必要性が高まる。

次に、我が国における信託の変更に関して、裁判所による変更の要件と範囲、変更に関する受託者の義務、そして受託者解任に関する規定につき、アメリカ法と若干の比較検討を行うこととする。なお、アメリカでは信託の変更と終了を同じルールのもとで規律しているが、ここでは検討対象を信託の変更に限定する。

2. 裁判所による信託の変更

(1) 受益債権の内容の変更

裁判所の命令による信託の変更につき、信託法150条1項は、「信託行

為の当時予見できなかった特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったとき」は、裁判所は信託の変更を命ずることができる⁽⁹⁵⁾と規定する。旧信託法23条1項では、変更の範囲が「信託財産ノ管理方法」に限定されていたが、現行法では、「信託事務の処理の方法」まで拡大されることとなった。しかし、これには受益債権の内容の変更まで含まれると解されるのか明確ではない。

アメリカにおいて裁判所が分配条項を変更することもできるとされている背景には、委託者が当該事情を予期していたならば行動したであろうところにしたがって信託の変更を認めることこそが、委託者の真意に合致するものであり、受益者の利益に資するとの認識が広がっていることがある。受益債権の内容を変更しなければ信託の目的の達成が困難となる場合、例えば、受益者の扶養と教育を目的とする信託において収益受益権の額を増額しなければその目的を達成することができない場合、受益債権の内容を変更することのニーズは、我が国においても否定できないと思われる。また、信託事務処理の方法が変更された場合、たとえば受託者の処分権限に変更がなされた場合には、結果的に受益債権の内容にも影響を与えることになるので、受益債権の変更を否定する合理的理由はないと考える。

変更の範囲が拡大されることに対しては、信託関係者の予測可能性が害されるとの懸念が示されるが、一定の厳格な要件が求められるうえ、信託の目的に照らして受益者の必要性の範囲内で変更を認めるのであれば、信託関係者の利益を大きく損なうことはないと考えられる。⁽⁹⁶⁾さらに我が国では、変更の申立てをする者が変更後の信託行為の定めを明らかにする必要があり（信託法150条2項）、裁判所の判断の困難性が緩和されている。裁判所による変更の範囲を受益債権の内容に拡大したとしても不都合が生じないばかりか、委託者の真意を実現するために必要な場合があるであろう。

(2) 信託にとって損失となる、または信託目的を阻害する信託条項
アメリカでは、信託の管理条項に従うことが信託にとって損失となる

場合または信託目的の達成を阻害する場合には、裁判所の命令による信託変更の要件として、委託者が予見しえなかった特別の事情の存在が求められていない。受益者利益適合原則により、たとえ委託者が信託行為の当時予見できた事情であったとしても、すなわち委託者の意思に反していたとしても、変更が可能とされている。

これに対して我が国では、信託法150条1項において「信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情」の存在が要求されている。したがって、例えば委託者が経済変動などの特別事情を予見したうえで信託行為において信託財産の処分を禁じている場合には、当該定めを変更して信託財産の処分を行うことは困難となる。しかしながら、受益者の利益に適合する目的を設定し、信託目的に合理的に関連する条項を定めることを信託の本質的要素と考えるならば、たとえ委託者が当該事情の変更を予見しており、信託行為にその旨の定めがあったとしても、信託の事務処理方法に関する条項が信託にとって損失となる場合または信託目的の達成を阻害する場合には、信託の変更を否定すべきではないと思われる。

3. 信託の変更に関する受託者の義務

事情の変更により、信託の事務処理方法に関する信託行為の定めにしたがうことが信託財産または受益者にとって損失となることを、受託者が知っているまたは知るべきであった場合（例えば、信託事務の委託を禁止する信託行為の定めが、受益者にとって損失となることが明らかである場合）、受託者はいかなる行動をとることが求められるのであろうか。

受託者は信託の本旨にしたがって信託事務を処理する義務を負うが（信託法29条1項）、信託の本旨とは、信託のあるべき姿に照らして委託者が意図すべきであったものと理解される⁽⁹⁷⁾。また、委任契約において、受任者は、善管注意義務の内容として、委任者の指示が不適當であることを知っているまたは知るべきであった場合は、委任者に通知して指示の変更を求めるか、急迫の事態では委任者に通知せず指示から離脱する

義務を負うとの見解が有力である。我が国ではアメリカ法のように受託者に辞任の自由が認められておらず、受託者に変更義務を負わせるのは酷であるとの反論も予想されるが、⁽⁹⁸⁾受託者の職務内容に変更が加えられ、事務処理の内容が加重される場合には、合理的な範囲で受託者報酬の増加が認められるであろうし、また、適切な場合には第三者に信託事務を委託することも可能である。

他方、信託の目的、受託者に求められる信託事務処理の範囲によっては、受託者に信託の変更を行う義務を負わせることが不適切と考えられる場合がある。例えば、商事目的の集団信託においては、一般に受託者が信託の変更に関して積極的な義務を負っているということは困難であろう。

したがって、信託の目的、受託者の信託事務処理の範囲によって異なると思われるものの、原則として、信託の事務処理方法に関する条項が信託財産に損失をもたらすことが明らかであることを受託者が知っているまたは知るべきであった場合には、受託者は、委託者または受益者から変更の要求があったときに、これに同意する義務があることはもちろんのこと、これらの者から変更の要求がなくとも、受託者の善管注意義務の内容として、少なくとも委託者および受益者に通知して信託の変更を求めるまたは助言する義務を負うと解すべきではなからうか。

委託者、受益者から変更の同意が得られなかったとき、受託者には、「信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らか」であれば、信託法149条2項2号の規定にもとづいて信託を変更するか、150条にもとづいて裁判所に変更の申立てをするか、あるいは何もしないという選択肢が考えられる。この場合、原則として、受託者は変更について何ら積極的な行為義務を負わないと解されるが、受益者が被る不利益の程度、緊急性の程度によっては、変更する義務を負う可能性も否定できないであろう。

4. 受託者の解任

アメリカ法は、受託者の解任が信託の重要な目的に反しない場合に

は、一定の要件のもとで、受益者による受託者の解任を認めている。我が国の信託法58条1項では、委託者と受益者が合意すればいつでも受託者を解任できる旨が定められているが、他方で、委託者が現に存しない場合には、信託行為に別段の定めがない限り、たとえ受託者の解任が信託の目的に反しないものであっても、受益者だけでは解任することはできない（信託法58条8項参照）。その場合、受益者には58条4項にもとづいて裁判所による解任を求めるという手段が残されているが、「受託者の任務違反により信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があること」という要件が求められている。

しかし、特に受託者が法人で定型的なサービスを提供しており、委託者との関係が密接でない場合には、受託者の交代は信託の目的、すなわち委託者の意思に反しないと思われる。また、受託者の解任要件が緩和されたとしても、我が国は、「受託者に不利な時期に受託者を解任したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない」としており（信託法58条2項）、受託者の利益が保護されている。さらに、法人受託者の併合、分割、あるいは担当者の変更などによって、実質的には受益者の合意なくして受託者が交代することを考慮すると、受益者による受託者の交代を容易にすることでバランスが保たれるとも考えられる。したがって、受益者側の事情に応じてより広く受託者の解任を認める方向性で解釈を行うことが、委託者の意思にも受益者の利益にも適合することになるのではないかと思われる。具体的には裁判所による解任（信託法58条4項）につき、信託の目的、後任候補受託者との条件の比較等を勘案して解任の可否を判断することが望ましいのではなかろうか。

Ⅶ. 結語

アメリカでは近年、信託の変更・終了ルールと受託者解任ルールが緩和され、特に委託者の死後、事情の変更に応じて柔軟に信託の変更・終了と受託者の解任を認める傾向にあるといえる。その最大の要因は永続

信託の登場であるが、そのほかに、より柔軟に信託の変更を認めることが委託者の真意に合致するとの認識が高まってきたこと、また受益者利益適合原則が承認されるに至ったことも、近時の動向の底流に存在していると思われる。

我が国においては、永続信託のニーズは実際にはあまり高くないと推察されるが、信託の存続期間を考えるうえで、英米で所与の原則とされてきた永久拘束禁止則の存在理由が、強い批判にさらされていることにも留意すべきであろう。永続信託でなくとも、長期的な民事信託の場合には、信託条項に表された委託者の意思を尊重しつつも、事情の変更に応じて信託の変更・終了または受託者の解任を柔軟に行うことができることが望ましいが、我が国の規定は信託の柔軟性という点において不十分ではないかと思われる。委託者の意思と受益者の利益をいかに調整すべきかにつき、アメリカ法の議論が参考になる点があると考えられる。特に、委託者の意思をより実現するルールとしての分配条項の変更を認める点、委託者の意思を否定するルールとしての受益者利益適合原則にもとづく変更、信託の変更における受託者の義務に関する議論、そして受託者の解任に関しても信託の目的を考慮する等の点は、信託の変更をめぐる我が国の解釈の方向性について、一定の示唆を提供するのではないかと思われる。

残された課題を示してむすびとしたい。第一に、英米では信託の変更と終了を同一のルールのもとで規律しているが、本稿は信託の変更を中心に論じ、終了との差異を明らかにすることができなかった。第二に、英米法では、永久拘束禁止則とともに一定の期間を超えて収益の蓄積を禁止する永久蓄積禁止則 (rule against accumulations) が伝統的に存在している。その存在理由、そして永久拘束禁止則とどのような関係に立つのか、近時の改正動向に留意しつつ解明する必要がある。最後に、英米では委託者が事前に第三者、いわゆる信託プロテクターに変更権限を付与する、または受託者に事情の変更に柔軟に対応できるよう広い裁量権を委ねることがある。信託プロテクターあるいは裁量信託の受託者の義務と責任につき、明らかにする必要がある。今後の検討課題としたい。

委託者の意思と信託の変更について

- (1) 新井誠教授はこれを「意思凍結機能」と呼ぶ。新井誠『信託法（第3版）』85-86頁（有斐閣，2008年）。
- (2) See RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS, PART 6 Ch.13, Introductory Note (2003); David English, *The Uniform Trust Code (2000): Significant Provisions and Policy Issues*, 67 MO. L. REV. 143, 169 (2002).
- (3) 神作裕之「信託の基礎的変更—変更・終了および併合・分割」大塚正民・樋口範雄編『現代アメリカ信託法』第10章185-204頁（有信堂，2002年），樋口範雄『アメリカ信託法ノートⅡ』第7章290-333頁（弘文堂，2003年），織田有基子「信託の変更・終了規定にみる設定者の意思と受益者の利益—ミズーリ州の場合」トラス60研究叢書『信託と信託法のひろがり』93-110頁（2005年）。
- (4) 2008年10月現在，21州で採択されており，さらに3州で法案が議会に提出されている。http://www.nccusl.org/Update/uniformact_factsheets/uniformacts-fs-utc2000.asp
- (5) JOHN C. GRAY, THE RULE AGAINST PERPETUITIES § 201, at 191 (4th ed. 1942). イギリスにおける永久拘束禁止則の生成過程については，井上彰「近代的永久拘束禁止の原則の誕生とユース法」法学新報113巻11=12号1頁（2007年）参照。なぜ永久拘束禁止の期間が「設定時に生存していた者の生存期間+21年間」なのかという点，権利設定者は，設定時に生存していた者の能力またはニーズについては，賢明に判断し得たであろうことから，これらの者に関してなしたインフォームド・ジャッジメントは尊重し，そして未成年者が成年に達するまで財産を与えないことを可能にするために，設定時に生きている者の生存期間に加えて次世代の者が未成年である期間内（すなわち21年間）に権利が確定するものについては有効としたのである。See BARTON LEACH, 6 AMERICAN LAW OF PROPERTY § 24.16 (1952); DUKEMINIER ET AL., WILLS, TRUSTS, AND ESTATES 675-76 (7th ed. 2005).
- (6) Barton Leach, *Perpetuities in Perspective: Ending the Rule's Reign of Terror*, 65 HARV. L. REV. 721 (1952).
- (7) 90年という期間は，待機静観法理によって伝統的に許容されてきた期間をもとに算定されたという。すなわち，権利設定者の死亡時に存在する最も若い子孫が6歳であったと仮定して，その子孫の余命を69年とし，それに21年の付加期間を足すと90年となるのである。See Lawrence Waggoner, *The Uniform Statutory Rule Against Perpetuities: The Rationale of the 90-Year Waiting Period*, 73 CORNELL L. REV. 157, 166-68 (1988).

- (8) UNIFORM STATUTORY RULE AGAINST PERPETUITIES § 3 (1990).
- (9) Frederick R. Schneider, *A Rule Against Perpetuities For the Twenty-First Century*, 41 REAL PROP. PROB. & TR. J. 743, 748 (2007) によると, 統一永久拘束禁止法は27州で採択されたが, その後アラスカ州とニュー・ジャージー州がこれを廃止している。
- (10) See Jesse Dukeminier, *The Uniform Statutory Rule Against Perpetuities: Ninety Years in Limbo*, 34 UCLA L. REV. 1023, 1024 (1987); Fellows & Alexander, *Forty Years of Codification of Estates and Trusts Law: Lessons for the Next Generation*, 40 GA. L. REV. 1049, 1082 (2006); Mary Fellows, *Why the Generation-Skipping Transfer Tax Sparked Perpetual Trusts*, 27 CARDOZO L. REV. 2511, 2518-19 (2006).
- (11) GST 税は1976年に導入されたが, 極めて複雑であったため, 1986年に大幅に改正された。See generally REGIS W CAMPFIELD, *TAXATION OF ESTATES, GIFTS AND TRUSTS 722-25* (22d ed. 2002); 5 BITTKER & LOKKEN, *FEDERAL TAXATION OF INCOME, ESTATES AND GIFTS* ¶133.1 (2d ed. 1993).
- (12) 一定期間を超えて財産の処分権限を制限することを禁止するが, 受託者が信託財産の売却権限を有する場合, または信託の終了権限を有する者が存在する場合には, 処分権限が制限されていないと見なす州として, ALASKA STAT. § 34.27.100 (a) (2008); IDAHO CODE ANN. § 55-111A (2008); N.J. STAT. ANN. § 46: 2F-10 (2008); S.D. CODIFIED LAWS § 43-5-1, 2 (2008); WIS. STAT. ANN. § 700.16 (1) (3) (2007). このほか, ARIZ. REV. STAT. ANN. § 14-2901 (A) (3) (2008) (受託者が信託財産の処分権を有しており, かつ信託設定時の生存者が信託の終了権限を有していることを, 永久拘束禁止則の適用除外要件とする); REV. STAT. MO. § 456. 025 (1) (2008) (受託者が永久拘束禁止期間を超えて処分権限を制限されないことを条件に, 永久拘束禁止則は信託には適用されないとする) などがある。
- (13) コモン・ロー上の永久拘束禁止期間または一定の期間を超えて受託者の信託財産の処分権限が制限されておらず, かつ信託行為において永久拘束禁止則を適用しない旨の定めがあれば, 永久拘束禁止則を適用しないとする州として, D.C. CODE § 19-904 (10) (2008); ILL. COMP. STAT. ANN. § 305/4 (a) (8) (2008); ME. REV. STAT. ANN. tit. § 101-A (2008); MD. CODE ANN. EST. & TRUSTS § 11-102 (b) (5) (2008); NEB. REV. STAT. ANN. § 76-2005 (9) (2008); N.H. REV. STAT. § 564:24 (2008); OHIO REV. CODE ANN. § 2131.09 (B) (2008). また, VA. CODE ANN. § 55-13.3 (2008) は, 信託財

委託者の意思と信託の変更について

産が動産であり、かつ信託行為において永久拘束禁止則を適用しない旨の定めがあれば、永久拘束禁止則を適用しないとする。

- (14) DEL. CODE ANN. tit. 25, § 503(2008); VA. CODE ANN. § 55-13.3 (2008).
- (15) REV. CODE WASH. § 11.98.130(2008) (信託の存続期間を150年とする); WYO. STAT. § 34-1-139 (b) (2008) (同1,000年); FLA. STAT. § 689.225 (2008) (待機静観期間を360年とする); NEV. REV. STAT. § 111.1031(1) (b) (2008) (同365年); COL. REV. STAT. § 15-11-1102.5 (2008) (同1,000年); UTAH CODE ANN. § 75-2-1203 (2008) (同1,000年)。
- (16) R.I. GEN. LAWS § 34-11-38 (2008).
- (17) Sitkoff & Schanzenbach, *Jurisdictional Competition for Trust Funds: An Empirical Analysis of Perpetuities and Taxes*, 115 YALE L.J. 356, 410-11 (2005).
- (18) Dobris, *The Death of the Rule Against Perpetuities, or the RAP Has No Friends—An Essay*, 35 REAL PROP. PROB. & TR. J. 601, 651-52 (2000); Fellows, *supra* note 10, at 2519.
- (19) *Id.* at 641-51.
- (20) 連邦遺産税とGST税は、2010年にいったん廃止され、2011年以降に2001年の水準で復活することとなっている。The Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001, Pub.L.No.107-16, 115 Stat. 38.
- (21) Sitkoff & Schanzenbach, *supra* note 17, at 414.
- (22) DUKEMINIER ET AL., *supra* note 5, at 674.
- (23) See Gregory S. Alexander, *The Dead Hand and the Law of Trusts in the Nineteenth Century*, 37 STAN. L.REV. 1189, 1256-57 (1985); Stewart Sterk, *Jurisdictional Competition to Abolish the Rule Against Perpetuities: R.I.P. for the R.A.P.*, 24 CARDOZO L.REV. 2097, 2109 (2003); Dobris, *supra* note 18, at 635-36. これに対して、信託財産によって消費財を購入することはできないなど、受託者の限定された権限に鑑みると信託財産の市場流通性は十分でないとの反論もある。See Verner F. Chaffin, *Georgia's Proposed Dynasty Trust: Giving the Dead Hand Too Much Control*, 35 GA. L. REV. 1, 24 (2000).
- (24) See Gareth Jones, *The Dead Hand and the Law of Trusts*, in DEATH, TAXES AND FAMILY PROPERTY 131 (Edward C. Halbach, Jr. ed., 1977); Dobris, *supra* note 18, at 632-33.
- (25) Lewis Simes, *The Policy Against Perpetuities*, 103 U. PA. L. REV. 707, 723 (1955); DUKEMINIER ET AL., *supra* note 5, at 674-75.

- (26) これに対しては、各世代の財産の所有者は、後世代に何も財産を残さずに費消する自由があるので、様々な条件を付して処分を行う自由も当然に認められるべきとの見解もある。See Richard Epstein, *Past and Future: The Temporal Dimension in the Law of Property*, 64 WASH.U. L.Q. 667, 704-05 (1986).
- (27) GRAY, *supra* note 5, at 145; Dobris, *supra* note 18, at 635.
- (28) See Hirsch & Wang, *A Qualitative Theory of the Dead Hand*, 68 IND. L.J.1, 18 (1992); Sterk, *supra* note 23, at 2110.
- (29) See Alexander, *supra* note 23, at 1257 (世代間のバランスの確保という議論はトートロジーであり、その内容があまりにも不明確である); Hirsch & Wang, *supra* note 28, at 18 (将来権の設定を禁止することから、将来権の無制限な設定を容認することまで、どの立場をとったとしても、理論的には世代間の公平を保つといえる); T.P.Gallanis, *The Rule Against Perpetuities and the Law Commission's Flawed Philosophy*, 59 CAMBRIDGE L.J. 284, 289 (2000) (世代間のバランスを根拠とするのであれば、当該財産に関する現世代所有者と将来の所有者の要求のバランスだけでなく、現世代と将来世代の社会構成員全員の要求についても考慮する必要がある)。
- (30) John W.Van Doren, *Redistributing Wealth by Curtailing Inheritance: The Community Interest in the Rule Against Perpetuities and the Estate Tax*, 3 FLA ST. U. L.REV. 33, 55 (1975); Note, *Dynasty Trusts and the Rule Against Perpetuities*, 116 HARV. L.REV. 2588, 2607-08 (2003); Keith Butler, *Long Live the Dead Hand: A Case for Repeal of the Rule Against Perpetuities in Washington*, 75 WASH. L.REV. 1237, 1244 (2000).
- (31) Leach, *supra* note 6, at 727.
- (32) Dukeminier & Krier, *The Rise of the Perpetual Trust*, 50 UCLA L.REV. 1303, 1339 (2003). 信託の併合と分割に関する受託者の権限について、統一信託法典417条は、「受託者は、信託の併合または分割がいかなる受益者の利益も害せず、かつ信託の目的の達成を阻害しない場合には、適格受益者に通知をなした後、2つ以上の信託を一つの信託に併合する、または1つの信託を2つ以上の信託に分割することができる。」と規定する。
- (33) The Perpetuities and Accumulations Act, R.S.M. 1987, c.P33, s.3. ウォーターズ (Waters) は、マニトバ州の立場を支持している。See DONOVAN W.M. WATERS, *WATERS' LAW OF TRUSTS IN CANADA* 350-51 (3rd ed. 2005).

委託者の意思と信託の変更について

- (34) UNIFORM TRUST CODE § 411 (b). これに対して、イギリスでは、成年かつ能力者である受益者が全員合意すれば、信託を終了させることができるとされており、Saunders v. Vautier ルールと呼ばれる。See Saunders v. Vautier, 4 Beav. 115 (1841). イギリスにおける信託の変更・終了の詳細については、神作裕之「イギリス法における信託の変更・終了」トラス60研究叢書『イギリスとジャージー島の信託』27-50頁(2004年)参照。
- (35) 浪費者信託条項とは、受益権の譲渡および差押えを禁じる旨を定めた条項であり、この有効性が認められたリーディング・ケースは、Broadway National Bank v. Adames, 133 Mass. 170 (1882) である。
- (36) Clafin v. Clafin, 20 N.E. 454 (Mass. 1889). 委託者が自分の息子を受益者として、21歳になったときに1万ドル、25歳になったときにさらに1万ドル、そして30歳に達したときに残余財産を支払うことを内容とする信託を設定した。受益者が25歳のときに信託を終了させ、残余財産を支払うよう受託者に請求した事例。マサチューセッツ州最高裁は、「遺言者は、法に反しない限り、自らが適切だと判断する制限を設けて財産を処分する権利を有しており、その意思は、法の積極的な準則または公序良俗に反しない限り、実現されるべきである。」と述べて、信託の終了を否定した。
- (37) See RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 65 cmt. d (2003).
- (38) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 65 cmt. d (2003); UNIFORM TRUST CODE § 411 comment.
- (39) See 4 AUSTIN SCOTT & WILLIAM FRATCHER, THE LAW OF TRUSTS § 337.2, § 337.3, § 337.4 (4th ed. 1989).
- (40) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 65 cmt. e (2003); UNIFORM TRUST CODE § 411 comment.
- (41) CAL. PROB. CODE § 15403 (b) (1991).
- (42) ALASKA STAT. § 13.360.360 (a) (2008).
- (43) N.C. GEN. STAT. § 36 C-4-411 (c) (2008). ノース・カロライナ州は統一信託法典を採択しているが、信託の変更・終了に関しては、クラフリン・ルールを採用していない。
- (44) MONT. CODE ANN. § 72-33-406 (2) (2007).
- (45) ただし、第三者は終了期限付きの受益権を譲り受けることになるので、受益権の譲渡価格は相当程度値引きされるであろう。Peter Wiedenbeck, *Missouri's Repeal of the Clafin Doctrine - New View of the Policy*

Against Perpetuities, 50 Mo. L. REV. 805, 811 (1985).

- (46) See UNIFORM TRUST CODE § 1009.
- (47) Dukeminier & Krier, *supra* note 32, at 1341-42.
- (48) Joel C. Dobris, *Undoing Repeal of the Rule Against Perpetuities: Federal State Tools for Breaking Dynasty Trusts*, 27 CARDOZO L.REV. 2537, 2547 (2006); Susan F. French, *Perpetual Trusts, Conservation Servitudes, and the Problem of the Future*, 27 CARDOZO L.REV. 2523, 2534 (2006); Schanzenbach & Sitkoff, *Perpetuities or Taxes?: Explaining the Rise of the Perpetual Trust*, 27 CARDOZO L. REV. 2465, 2497 n.110 (2006).
- (49) 神作・前掲注(34)38頁参照。
- (50) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 167 (1) (1959).
- (51) UNIFORM TRUST CODE § 412(a)は「委託者が予期しなかった事情により、信託の変更または終了が信託の目的を促進する場合には、裁判所は、信託の管理条項もしくは分配条項を変更する、または信託を終了させることができる。変更は、実現可能である限り、委託者が意図したであろうところにしたがってなされなければならない。」と規定し、RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 66 (1) (2003) も同様の趣旨を定めている。
- (52) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 167 cmt.b (1959).
- (53) 例えば、*In re Estate of Somers*, 89 P. 3d 898 (Kan. 2004) において、委託者Sは、毎月100ドルずつBらに受益させ、Bらの死亡後の残余権者をA病院とするとの遺言信託を設定した。本件信託には浪費者信託条項が存在した。信託財産は設定当時12万ドルであったが、運用の結果45年後には350万ドルに増加していた。BらとAは、信託を終了させ、直ちにAとBらはそれぞれ元本を受け取り、AはBらに毎月100ドルずつ支払い続けることに合意した。しかし、受託者Tが信託の終了に異を唱えたので、AとBらは、信託の終了を求めて裁判所に申し立てた。カンザス州最高裁は、信託の終了は認めなかったが、信託財産の価値が相当程度増えたことは委託者が予期し得なかった事情であり、元本の一部をAに分配することは、Aに受益させるという信託の目的をより促進するものであるとして、信託財産のうち300万ドルを即時にAに引き渡し、50万ドルは信託財産に残して、Bらの毎月の支払に充てるよう命令を下した。本件のように信託を変更しなくとも信託目的の達成には支障がない場合、伝統的なエクイティ上の逸脱法理の下では、信託の変更は認められなかったものと思われる。
- (54) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 167 (1) (1959); BOGERT & BOGERT,

委託者の意思と信託の変更について

THE LAW OF TRUSTS AND TRUSTEES § 994 (2d ed. rev. 1978).

- (55) *Petition of Wolcott*, 56 A.2d 641 (N.H. 1948).
- (56) *University of Maine Foundation v. Fleet Bank of Maine*, 817 A. 2d. 871 (2003); *In re Estate of Somers*, 89 P. 3d 898 (Kan. 2004).
- (57) ALASKA STAT. § 13.36.345 (2004); CAL. PROB. CODE § 15409 (2008); FLA. STAT. § 736.04113 (2008). また、収益受益者の受益額を変更しなければ収益受益者の教育、扶養の目的が達成できない場合に、元本の一部を取り崩して収益受益権の額を増額させることを認める州制定法として、N.Y. EST. POWERS & TRUSTS LAW § 7-1.6 (b) (2008); WIS. ANN. STAT. § 701.13 (2) (2007) がある。
- (58) UNIFORM TRUST CODE § 412; RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 66 cmt. a (2003).
- (59) Martin Begleiter, *Administrative and Dispositive Powers in Trust and Tax Law: Toward a Realistic Approach*, 36 U. FLA. L. REV. 957, 990-91 (1984).
- (60) 受益者が未出生、未確定、未成年であるなど、自ら権利行使を行うことができない受益者の利益を保護するためには、裁判所による後見人の選任、実質的代表の法理などがある。統一信託法典における受益者利益代表制度については、久保野恵美子「受益者の利益を代表する制度」大塚正民・樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』55頁以下参照(2002年)。
- (61) See RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 66 cmt. a (2003); RICHARD POSNER, *ECONOMIC ANALYSIS OF LAW* 545 (7th ed. 2007) (遺言の文言に頑なに固執することは、遺贈者の目的にも反し、また資源の効率的な利用も阻害する。).
- (62) UNIFORM TRUST CODE § 413 (a) 「(b)項に定める場合を除き、一定の公益目的を達成することが違法、実行困難、不可能、または非経済的となった場合、(1)信託の全部または一部は無効と解されず、(2)その信託財産は委託者または委託者の承継人に復帰せず、(3)裁判所は、シー・プレーを適用して、委託者の公益目的にそった方法で、信託財産の全部または一部を利用または分配するよう命じて、信託を変更または終了することができる。」。
- (63) See Ronald Chester, *Modification and Termination of Trusts in the 21st Century: The Uniform Trust Code Leads a Quiet Revolution*, 35 REAL PROP. PROB & TRJ. 697, 724 (2001).
- (64) UNIFORM TRUST CODE § 412 comment. とりわけ、「信託の管理運用を損なう場合」が該当するであろう。

- (65) UNIFORM TRUST CODE § 105 (b) (3).
- (66) UNIFORM TRUST CODE § 404 comment; RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 27 cmt. b (2003).
- (67) リステイメントが恣意的な信託目的として挙げている例は、「金銭を海に投げ込む、土地に塩をまく、家屋に板を打ち付けて誰も入れないようにする、経済的に無駄な活動を継続させる」などである。他方で「ほとんどの者とはいわないまでも、多くの者が財産の処分に関して抱いている要求を満たすものであり、かつその目的のために供される財産の額が不合理なほど多くなければ、生存している受益者が信託事務の履行によって直接的に利益を受けないというだけでは、目的が恣意的であるとはいえない。」と述べられている。RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 47 cmt. e (2003).
- (68) *See, e. g., Colonial Trust Co. v. Brown*, 135 A. 555 (Conn. 1926) (信託財産たる不動産の利用につき、3階以上の建物を建築することを禁止し、1年を超える賃貸借契約を禁ずるとの信託条項があったが、これらの制限は受益者の利益に適合せず、軽率で愚かなものであるとして、公序良俗に反し無効とされた事例。)
- (69) *See, e. g., In re Pinkerton*, 630 N.Y.S. 2d 481 (Sur. Ct. 1995) (Sは、A社の株式を信託財産の主たる内容とする信託を設定し、A社の事業の成功と信託とを関連させるために、共同受託者の一人はA社の社長でなければならぬとの信託条項を定めた。しかしSの死後、A社の株式は受託者によって売却されたので、もはや当該信託との関係がなくなったA社の社長を共同受託者とするは信託の目的を阻害するものであるとして、受託者選任に関する信託条項の変更が認められた事例。)
- (70) 49 N.Y.S. 87, 139 Misc. 575 (Surr. Ct. 1931), *aff'd mem.*, 260 N.Y.S. 975, 237 App.Div. 808 (1932).
- (71) *Id.* at 94.
- (72) *See* John Langbein, *The Uniform Prudent Investor Act and the Future of Trust Investing*, 81 IOWA L. REV. 641, 664 (1996); John Langbein, *Mandatory Rules in the Law of Trusts*, 98 NW. U. L. REV. 1105, 1118 (2004).
- (73) SCOTT & FRATCHER, *supra* note 39, at § 167.2. ラングバイン (Langbein) も、同旨を述べる。John Langbein, *Mandatory Rules in the Law of Trusts*, 98 NW. U. L. REV. 1105, 1116-1117 (2004).
- (74) UNIFORM PRUDENT INVESTOR ACT § 1(b); UNIFORM TRUST CODE § 901(b). 統一信託法典の第9編に統一プルーデント・インベスター法が収録され

ている。

- (75) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 228 cmt. e (2003).
- (76) *Id.* at ill. 6; Alan Newman, *The Intention of the Settlor and the Uniform Trust Code: Whose Property is it, Anyway*, 38 AKRON L. REV. 649, 684 (2005).
- (77) UNIFORM TRUST CODE § 417 comment.
- (78) *See generally* BOGERT & BOGERT, *supra* note 53, at § 527; RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 107 cmt. b (1959). 第二次信託法リステイトメントが解任正当事由として掲げているのは、信託の管理能力の欠如、重大な信託違反、受託者義務履行保証証書 (fiduciary bond) が要求されているのに保証を拒否すること、情報開示・説明の拒否、犯罪行為、高齢・飲酒癖・能力の欠如等の理由によって受託者として不適任であること、当該州を長期にわたって離れること、特定の受益者を有利に扱うこと、共同受託者と不合理かつ不適切に協同しないこと、である。
- (79) English, *supra* note 2, at 199.
- (80) Ronald Chester, *Removal of Corporate Trustees Under the Uniform Trust Code and Other Current Law: Does a Contractual Lense Help Clarify the Rights of Beneficiaries ?*, 67 MO. L. REV. 241, 242-44 (2002); John Langbein, *The Uniform Trust Code: Codification of the Law of Trusts in the United States*, 15 TRUST LAW INT'L 66, 76 (2001).
- (81) Robert H. Sitkoff, *An Agency Theory of Trust Law*, 89 CORNELL L. REV. 621, 664-65 (2004).
- (82) UNIFORM TRUST CODE § 706 comment.
- (83) *Id.*
- (84) Letter Opinion from Glen A. Severson, Circuit Court of South Dakota, to counsel regarding *In re May C.Hogan Trust* (Nov.10, 1999). 判例集未搭載のレター・オピニオンであるが、第三次信託法リステイトメントのレポーターズ・ノートで紹介されている。*See* RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 65 Reporter's Note on cmt. f (2003).
- (85) Chester, *supra* note 80, at 274; Sitkoff, *supra* note 81, at 666.
- (86) *But see*, Gayle B. Wilhelm, *Changing Horses: Some Thoughts about Removal of Trustees*, 18 QUINNIPIAC PROB.L.J. 273, 286 (2005).
- (87) UNIFORM TRUST CODE § 706 comment.
- (88) *See, e. g.*, Fleet National Bank's Appeal From Probate, 837 A. 2d 785 (Conn. 2004). この事件では、A銀行が受託者となったが、他の銀行と

合併され、B銀行が受託者としての職務を引き継ぐこととなった。すべての受益者が合意して、受託者B銀行の解任とC信託会社を後任の受託者とするをを求める申立てを行った。コネチカット州検認裁判所は、本条項にもとづく受託者の解任を認めた。すなわち、①Cは、受益者の他の信託の管理を行っており、受益者の利便性と効率性が高められること、②Cのサービスは、Bよりも個人のニーズに適合したサービスを提供していること、③Cの受託者報酬がBより安価であることを理由に、受託者を変更することが受益者の利益にもっとも適合すると判示された。これに対してBが上訴したが、同州最高裁は、Bに原告適格がないことを理由にBの上訴を退けている。

- (89) UNIFORM TRUST CODE § 706 comment.
- (90) 寺本昌弘『逐条解説新しい信託法(第2版)』262頁(商事法務, 2008年)。
- (91) 四宮和夫『信託法(新版)』152頁(有斐閣, 1989年)。
- (92) 新井・前掲注(1)93頁。
- (93) 福井秀夫「後継ぎ遺贈型受益者連続信託の法と経済分析」判タ1247号95頁, 99頁参照(2007年)。
- (94) 田中亘「後継ぎ遺贈—その有効性と信託による代替可能性について」米倉明編著『信託法の新展開』263-264頁(有斐閣, 2008年), 福井・前掲注(93)98頁。
- (95) 村松秀樹ほか『概説新信託法』284頁(きんざい, 2008年)は、これを否定的に解している。
- (96) 受益債権の内容に変更があれば、特に限定責任信託における信託債権者の利益が害されるとの懸念が示されるかもしれないが、限定責任信託においては、受益者に対する信託財産に係る給付は、その給付可能額を超えてすることはできず(信託法225条)、受益額の変更も当然この制限を超えることはできないと考えられる。
- (97) 四宮・前掲注(91)247頁。
- (98) 我妻栄『債権各論中巻二(民法講義V3)』671頁(岩波書店, 1962年), 石田穰『民法V契約法』348頁(青林書院新社, 1982年), 鈴木稜弥『債権法講義(4訂版)』668頁(創文社, 2001年), 山本敬三『民法講義IV-1契約』715頁(有斐閣, 2005年), 平野裕之『民法総合5契約法』615頁(信山社, 2007年)。

(関西学院大学法学部教授)